



有限会社 ウンピング・エンド・カンパニー

〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号  
ウンピング神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol.230 2025年02月04日

## 欧洲共同体意匠(欧洲連合意匠):更新期間の変更と更新料金の値上げ

欧洲連合知的財産庁(EUIPO)は、改正規則(2025年05月01日施行)により欧洲共同体意匠(2025年05月01日以降は「欧洲連合意匠(EUD)」をいう。)について、更新手続きが可能な期間の変更と更新料金の値上げを公表しました。

概略を次のとおりご案内申し上げます。

### 記

1. 更新手続きが可能な期間(6ヶ月間)は、現登録期間の満了日(現行では、現登録期間が満了した日の月末)までとし、その後、6ヶ月間の更新猶予期間は同満了日の翌日から起算します。これは、現登録期間が2025年05月01日以降に満了する意匠に適用されます。

更新期限日が2025年05月01日より前である場合、例えば、2020年04月15日が出願日で現登録期間が2025年04月15日に満了する意匠は、現行規則を受け、「2024年11月01日から2025年04月30日まで」が次の更新手続きが可能な期間となり、「2025年05月01日から2025年10月31日まで」が更新猶予期間となります。

更新期限日が2025年05月01日以降である場合、例えば、2020年11月23日が出願日で現登録期間が2025年11月23日に満了する意匠は、改正規則により、「2025年05月24日から2025年11月23日まで」が次の更新手続きが可能な期間となり、「2025年11月24日から2026年05月23日まで」が更新猶予期間となります。

2. 各登録期間の更新料金(1意匠につき)は次のとおりですが、2025年05月01日以降に更新手続きが受理される場合には、新料金の適用を受けます。

1回目の更新:EUR150(現行:EUR90)

2回目の更新:EUR250(現行:EUR120)

3回目の更新:EUR400(現行:EUR150)

4回目の更新:EUR700(現行:EUR180)

(※欧洲共同体意匠の登録期間は、出願日より5年間有効で、その後5年を単位に更新することにより最大25年間になります。)

以上

(出典:EUIPO)